

様式第二十五号（第八十条、第九十一条の六十九、第九十一条の百四十四関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（医薬部外品）製造所		廃止 再開	届出書
農林水産大臣 殿			年 月 日
		住所	
		氏名	印
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第2項の規定により動物用医薬品（医薬部外品）製造所の廃止			
		廃止 再開	を下記のとおり届け出ます。
記			
1	業務を廃止	休止 再開	した製造所の名称及び所在地
2	業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由		
3	参考事項		

（日本工業規格 A 4）

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

(二) 医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所廃止		休止 再開	届出書
			年 月 日
農林水産大臣 殿			
住所			
氏名			
印			
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の16第2項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造所の廃止			
		休止 再開	を下記のとおり 届け出ます。
記			
1	業務を廃止	休止 再開	した製造所の名称及び所在地
2	業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由		
3	参考事項		

(日本工業規格 A 4)

備考

届出書は、正副2通を提出すること。

(三) 再生医療等製品の場合

動物用再生医療等製品製造所廃止		休止 再開	届出書
農林水産大臣 殿			年 月 日
		住所	
		氏名	印
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の36第2項の 規定により動物用再生医療等製品製造所の廃止 休止 再開 を下記のとおり届け出ます。			
記			
1	業務を廃止 休止 再開	した製造所の名称及び所在地	
2	業務の廃止、休止又は再開の区分、年月日及びその理由		
3	参考事項		

(日本工業規格 A 4)

備 考

届出書は、正副2通を提出すること。